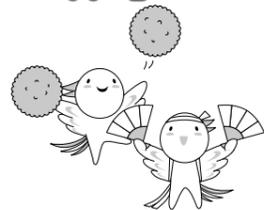


兵庫県が阪神・淡路大震災の教訓を生かした助け合いの制度

兵庫県住宅再建共済制度



フェニックス共済



フェニックスサポーターはばたん

▼問合せ 公益財団法人 兵庫県住宅再建共済基金

☎078(362)9400

小さな掛金で、しっかり保障年額5千円で、最高600万円を給付！

お住まいの地域で地震発生の可能性

今後30年以内に、東南海・南海地震が発生することが確実視されています。

皆さん、住宅再建共済制度「フェニックス共済」への加入はお済みですか？この制度は兵庫県が阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、創設したものです。住宅を所有している方などに加入いただき、平常時から資金を寄せ合うことにより、台風、地震など全ての自然災害発生時に被害を受けた住宅などの再建・補修を支援するものです。

平成21年8月の台風第9号の豪雨災害では、制度創設以来、初給付を行い、被災加入者から住宅再建に役立つたの喜びの声が届いています。いざというときのわが家の安全・安心のためにも、ぜひご加入ください。

夏、初秋にかけては、台風も日本列島に上陸するものが多い。ゲリラ豪雨も発生しやすい時期になっています。いざという時のために、「播磨町総合防災マップ」を活用して、ご家族や地域で話し合ってみてはいかがでしょうか？

- ※1 震度5強の状況
- 物につかまらなさと歩くことが難しい
- 窓ガラスが割れて落ちる
- ブロック塀が崩れることがある
- 自動車の運転が困難になる
- 亀裂や液状化が生じる

住宅再建共済制度

自然災害で半壊以上の被害を受けた住宅の再建などに負担金年額5,000円/戸で、最高600万円を給付

給付金	給付対象	給付額
再建等給付金	全壊・大規模半壊・半壊で建替・再建	600万円
補修給付金	全壊で補修	200万円
	大規模半壊で補修 半壊で補修	100万円 50万円
居住確保給付金	全壊・大規模半壊・半壊で補修をせず賃貸住宅に入居した場合など	10万円

(注) 1 県外で再建・購入の場合は給付額は1/2
2 賃貸住宅などは、県内での再建などのみに給付し、居住確保給付金は給付対象となりません。

家財再建共済制度

自然災害で床上浸水以上の被害を受けた住宅の家財の購入などに負担金年額1,500円/戸で、最高50万円を給付

マンション共用部分再建共済制度

自然災害で半壊以上の被害を受けたマンション共用部分の再建などに負担金年額2,400円/戸で、最高300万円を給付

詳しくはお問い合わせください。
公益財団法人 兵庫県住宅再建共済基金

☎078(362)9400(専用電話 平日9:00~17:00)
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1(兵庫県庁内)ホームページ「フェニックス共済」で検索ください

平成21年台風第9号豪雨災害の被災加入者の声
○共済制度のお陰で早く畳の購入ができ、高齢の父母を畳の上で休ませることができたので、精神的にも安心し、健康が保てました(60歳代男性)
○自分は共済制度で200万円もいたとき、早速補修できたが、加入されていない方々が気の毒に思います (70歳代男性)
○共済給付金を利用しようと思っていたわけではなく、軽い気持ちで、お守りのつもりで加入しました。加入していただいて本当に良かったなあとつくづく思いました。お陰で精神的にも肉体的にも苦痛の時に共済金がもらえると思うと、心のゆとりができ、復旧にも元気が出ました(60歳代の方)
○他県にいる親戚から、「兵庫県には良い共済制度があった羨ましい」と言われました(50歳代男性)

備えていますか？

「播磨町総合防災マップ」を活用して、台風や大雨に備えましょう

夏、初秋にかけては、台風も日本列島に上陸するものが多い。ゲリラ豪雨も発生しやすい時期になっています。いざという時のために、「播磨町総合防災マップ」を活用して、ご家族や地域で話し合ってみてはいかがでしょうか？

▼問合せ 危機管理グループ ☎079(435)0991

日頃から風水害へ備えましょう

- 避難場所を確認し、実際に避難路を歩いてみましょう
- 家族がばらばらの時の連絡方法や、待ち合わせ場所を決めておきましょう
- 非常持ち出し品を確認したり、置き場所や、持って出る人を決めておきましょう

台風や大雨の季節になったら...

- 浸水してしまって困るものは、2階以上へ置いておきましょう
- 窓や戸戸を補強したり、側溝や排水溝は掃除しておき

台風や大雨が迫ってきたら...

- テレビ・ラジオ・インターネットから情報を収集しましょう
- 被害が発生する前に、早めの避難を心がけましょう(避難場所は、災害の種類や状況によって変わることがありますのでご注意ください)

簡易耐震診断の申込受付をしています

昭和56年5月31日以前に着工した住宅を町内に所有している人は、一部の費用を負担するだけで建築士の行う簡易耐震診断を受けることができます。



▼条件 平成12~14年度に実施した「わが家の耐震診断推進事業」により診断を受けていないこと。ツバイフォー工法、丸太組み工法、プレハブ工法は対象外です

▼個人負担額 木造戸建住宅の場合3千円 ※建物・構造種別により異なります。この事業で耐震性が劣ると診断された場合、県が実施している「わが家の耐震改修促進事業」で一定の条件を満たせば、耐震改修計画策定費・耐震改修工事費の一部に対し助成を受けることができます。

▼申込み・問合せ ○簡易耐震診断について 申込書及び「簡易耐震診断員名簿」は都市計画グループの窓口にご設置しております。申込書に必要事項を記入してお申し込みください 都市計画グループ ☎079(435)2366

○わが家の耐震改修促進事業について 兵庫県建築指導課 ☎078(362)4340

「防災安心ネットはりま」に登録しましょう

<http://bosai.net/harima/>



防災安心ネットはりまQRコード

- 「防災安心ネットはりま」とは 皆さんの携帯電話やパソコンのメールアドレスを登録していただくと、災害時や地域の不審者情報などの緊急情報をいち早くメールにてお届けするシステムです。 また、平常時には、防災情報や休日の救急当直医の情報を見ることができます。
- 登録すると次の情報が受けられます
 - ・播磨町からの災害時の情報や地域の不審者情報などの緊急情報
 - ・「ひょうご防災ネット」を通じて気象情報、地震情報など
 - ・避難所一覧
 - ・休日の救急当直医情報
- ▶問合せ 危機管理グループ ☎079(435)0991
- ※QRコード読取機能がついたカメラ付携帯電話の場合は、コードを接写するだけでアクセスできます。操作方法は、携帯電話の取扱説明書をご覧ください。

国民年金

不慮のときには障害年金と遺族年金があります

国民年金からは、65歳から老齢基礎年金が支給されますが、そのほか、不慮の事故のための障害基礎年金と遺族基礎年金が支給されて国民の暮らしを守ってくれます。

●障害基礎年金

障害基礎年金は、障害の原因となった病気やケガの初診日が国民年金に加入中あるいは60歳以上65歳未満の間にある方が、一定の障害の状態になったときに支給されます。年金額は、障害の程度が1級のときが98万6100円(平成23年度価格・年額・以下同じ)、それより軽い程度の2級のときが78万8900円です。また、障害基礎年金には子(生計を維持されている18歳到達年度の末日までの子または20歳未満で1級・2級の障害の状態にある子・以下同じ)の加算額があって、その額は1人について7万5600円(た

だし、2人目までは1人について22万7000円)です。今年4月からは加算対象者が拡大され、これまで受給権が発生した後に結婚・出産しても、配偶者や子どもが受けることができなかった加算額が、年金受給権が発生した後も配偶者や子どもへの加算額を届出により受け取ることができるように改正されました。

児童扶養手当を受けている方は、同一の子を対象とした障害年金の子の加算と配偶者の方へ支払われる児童扶養手当の両方を受け取ることはいきません。

児童扶養手当と障害基礎年金の子の加算のどちらを受けられるかについては、原則として、児童扶養手当の金額と障害基礎年金の子の加算額とを比較して金額の高い方を受け取ることができるようになりました。ただし、児童扶養手当には所

得制限があるほか、障害基礎年金の子の加算も子の人数によって金額が違いため、詳しくはお近くの年金事務所または「ねんきんダイヤル」にお問い合わせください。

●遺族基礎年金

遺族基礎年金は、国民年金に加入中あるいは60歳以上65歳未満の間に亡くなったときに、亡くなった方に生計を維持されていた子のある妻または子に支給されます。年金額は、子が1人の妻には10万5900円、1人の子だけには78万8900円支給されます。また、子が2人以上のときには、いずれについても障害基礎年金と同様の加算が行われます。

●年金受給のための条件

障害基礎年金、遺族基礎年金を受けるためには、初診日等(障害基礎年金では初診日、

遺族基礎年金では死亡日・以下同じ)のある月の前々月までの「国民年金に加入しなければならない期間」のうち、3分の2以上の期間が、①保険料を納めた期間または②保険料を免除された期間であるという「保険料の納付要件(3分の2要件)」を満たす必要があります。

※「国民年金に加入しななければならぬ期間」は、原則として20歳から60歳になるまでの期間ですが、海外に在住している期間や、厚生年金などから老齢年金を受けている期間を除かれます。

また、「3分の2要件」を満たせなくても、平成28年3月までに65歳未満で初診日等がある場合、初診日などのある月の前々月までの1年間の全ての期間が①保険料を納めた期間または②保険料を免除された期間であればよいことになっています。

なお、遺族基礎年金は、老齢基礎年金を受けている方または老齢基礎年金の資格期間を満たした方が亡くなったときにも支給されますが、この

ときは前記の保険料納付要件を満たす必要がありません。ご自身が、保険料納付要件を満たしているかどうか心配な方や国民年金の詳細をお知りになりたい方は、お住まいの保険年金グループまたは加古川年金事務所にお問い合わせください。

●厚生年金の加入者は

障害基礎年金と遺族基礎年金は、厚生年金の加入者にも支給されます。詳細は加古川年金事務所にお問い合わせください。

▼問合せ

保険年金グループ
☎079(435)2581
加古川年金事務所
☎079(427)4743
※年金のこと、もっと詳しく知りたい方は、日本年金機構のホームページもご利用ください。
<http://www.nenkin.go.jp/>

播磨町こども未来センター



- わくわくの森支援センター(南部子育て支援センター)
☎079(437)4188
- ニコニコの森支援センター(北部子育て支援センター)
☎078(944)0717
- 福祉グループ ☎079(435)2362

北部子育て支援センター

0歳児親子講座「すやすや」
おしゃべりタイムと身体計測

同じ年齢の子どもがいるお母さんたちが集まっておしゃべりをしたり、身体計測をしたりしてすごします。
▼日時 8月31日(水) 午前10時～11時
▼対象 生後3カ月以上の乳児(平成23年4月2日以降生)と保護者

▼申込み・問合せ 8月1日(月)～12日(金)午前9時から電話または直接受け付けます。
北部子育て支援センター
☎078(944)0717
※駐車場が少ないので、徒歩、自転車でお越しください。

「こ存知ですか？」

児童のための3つの手当

児童の心身の健やかな成長と福祉の増進を図るため、3つの制度(子ども手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当)を紹介します。

●子ども手当 中学校修了前の子どもを養育している人の子ども1人あたり、月額1万3千円支給されます。
平成23年4月分以降の子ども手当は、「平成22年度における子ども手当の支給に関する法律」の一部が改正されたことにより、平成22年度と同じ条件で平成23年9月分まで支給されます。

なお、平成23年度10月分以降の支給要件、支給金額については未定のため、国の方針

が固まり次第お知らせします。

●児童扶養手当 離婚などにより、父または母と生計を共にできない、18歳までの児童が養育されている家庭の生活安定と自立を助けるために、児童の父母、または父母に代わって養育している人に支給されます。

●特別児童扶養手当 身体、精神または知的に障害のある、20歳未満の児童を養育する父や母、または父母に代わってその児童を養育している人に支給されます。
※これらはすべて所得制限支給要件があります。詳しくはお問い合わせください。

▼問合せ 福祉グループ ☎079(435)2362
児童扶養手当・特別児童扶養手当の届出書の提出を忘れずに

児童扶養手当を受けている方は、「現況届」を8月1日(月)～31日(水)までの間に、特別児童扶養手当を受けている方は、「所得状況届」を8月11日(水)～9月9日(金)までの間に、提出することになっています。該当者には通知しますので、受付期間内に、必ず提出してください。

ください。

この届を期限内に提出されないと、8月分以降の手当が受給できませんので、ご注意ください。

▼問合せ 福祉グループ ☎079(435)2362
3人乗り(幼児2人同乗用)自転車レンタルします！
希望者募集

播磨町では、子育て支援の観点から、安全基準を満たした幼児2人同乗用自転車の利用を促進するために、同自転車のレンタル事業を行っています。保育所や幼稚園への送り迎え、買い物など、お子さんと安全・安心に移動していただくため、ご利用ください。
今回は、昨年にレンタルした自転車の期限満了に伴い募集するものです。

▼対象 町内に住所を有している16歳以上で、1歳以上6歳未満(レンタル期間中)の幼児2人以上を養育されている方

▼利用期間 1年間(更新可)
▼レンタル期間 10月1日から平成24年9月30日(返却期間含む)
▼募集人員 19人

▼利用料金 無料

▼利用の条件

- ・同乗する幼児はヘルメットの着用が必要
- ・事故などで発生した損害にかかる賠償は利用者負担で利用者責任(傷害保険は利用者負担)
- ・自転車の返却または利用期間の更新に際しては、利用者負担による点検整備を行う

・自転車の盗難などの弁償にかかる費用は、利用者負担
・交通安全講習(9月27日(火)午前中予定)は必ず受講することや啓発事業への協力をさせていただきます

▼申込期間 8月25日(木)～9月8日(水)
▼申込方法 申請書を福祉グループへ提出してください。郵送でも受け付けます

申請書はホームページでダウンロードできます。もしくは、役場、町内保育園、幼稚園、子育て支援センター、中央公民館で配布します。
※応募者多数の場合は、9月15日午後7時に抽選会を行います。

▼問合せ 福祉グループ ☎079(435)2362